

建築・建築設備管理業務仕様書

第1 総則

1 目的

本業務は、経済産業省総合庁舎の建築・建築設備を適切に運用管理し、健全な施設の維持を目的とする。

2 業務の内容

本業務は経済産業省総合庁舎における、建築・電気設備・機械設備の点検・保守・運転・監視・執務環境等の保全に関する業務（以下「保全業務」という。）を行う。

3 施設概要

建物名称	構造	階数	延べ面積[m ²]	備考
本館	S 造 (一部 RC 造)	地下 3 階地上 18 階建	52,959.72	(厚生棟・車庫棟を含む)
別館	SRC 造	地下 2 階地上 12 階建	58,615.21	

4 対象業務

- (1) 建築・建築設備保全業務（別紙 1-1）
 - (2) 消防用設備等点検・保守業務（別紙 1-2）
 - (3) 構内交換設備等点検・保守業務（別紙 1-3）
 - (4) 特定建築物等点検業務（別紙 1-4）
 - (5) 絶縁監視設備点検・保守業務（別紙 1-5）
 - (6) 熱源機器等点検・保守業務（別紙 1-6）
 - (7) 監視制御設備点検・保守業務（別紙 1-7）
 - (8) 付属設備機器等点検・保守業務（別紙 1-8）
 - (9) 設備機器等清掃業務（別紙 1-9）
 - (10) ねずみ等調査及び防除業務（別紙 1-10）
 - (11) 執務環境測定業務（別紙 1-11）
 - (12) 計量器交換業務（別紙 1-12）
 - (13) 構内植栽管理業務（別紙 1-13）
 - (14) 配管洗浄業務（別紙 1-14）
- （（1）～（14）及び本仕様書の総称を以下「特記仕様書」という。）

5 保全業務の対象設備等

- (1) 経済産業省総合庁舎設備機器等一覧による。

- 33 (2) 経済産業省総合庁舎平面図等による。(別図 1-4-1)
- 34 (3) 経済産業省総合庁舎消防設備関係平面図による。(別図 1-2-1)
- 35 (4) 経済産業省総合庁舎吹付け石綿等封じ込め処理範囲図による。(別図 1-4-2)
- 36 ((1) ~ (4) の総称を以下「機器表」という。)

37

38 第2 一般事項

39 1 適用

40 保全業務の実施にあたって、特記仕様書及び機器表に記載されていない事項は国土交通省大臣官房
41 官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」(以下「共通仕様書」という。)を適
42 用する。

43

44 2 用語の定義

45 特記仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- 46 (1) 「施設管理担当者」とは、契約図書に規定する施設管理監督職員をいい、建築物等の管理に
47 携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- 48 (2) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者
49 との連絡調整を行う者で、現場における業務を行う者の責任者をいう。
- 50 (3) 「業務関係者」とは、総括管理業務実施者、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- 51 (4) 「厚生企画室に報告」とは総括管理業務実施者が厚生企画室に対し、状況又は結果について
52 書面をもって知らせることをいう。
- 53 (5) 「厚生企画室に提出」とは総括管理業務実施者が厚生企画室に対し、書面又はその他の資料
54 を説明し、差し出すことをいう。
- 55 (6) 「施設管理担当者の承諾」とは、総括管理業務実施者を通じて施設管理担当者に対し書面で
56 申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- 57 (7) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が、総括管理業務実施者に対し業務の実施
58 上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- 59 (8) 「施設管理担当者との協議」とは、協議事項について、施設管理担当者との業務関係者との結論
60 を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- 61 (9) 「施設管理担当者の検査」とは、結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が
62 契約図書との適否を確認することをいう。
- 63 (10) 「特記」とは、特記仕様書及び機器表に記載された事項をいう。
- 64 (11) 「業務検査」とは、契約図書に規定するすべての業務の完了の確認又は毎月の支払の請求
65 に関わる業務の終了の確認をするために、施設管理検査職員が行う検査をいう。
- 66 (12) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、業務関係者が作業の実施を判断すべき場
67 合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- 68 (13) 「原則として」とは、これに続く事項について、業務関係者が遵守すべきことをいう。ただ
69 し、あらかじめ厚生企画室の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
- 70 (14) 「閉庁日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する休日をいう。

- 71 3 特記仕様書で用いる法令、告示、基準等の略称は以下による。
- 72 (1) 「建築物衛生法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律をいう。
- 73 (2) 「建築物環境衛生管理基準」とは、建築物衛生法第4条第1項において厚生労働省が定める
- 74 建築物環境衛生管理基準をいう。
- 75 (3) 「フロン排出抑制法」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をいう。

76

77 第3 業務関係図書

78 1 業務計画書

- 79 (1) 特記仕様書ごとに業務計画書を作成し、厚生企画室に提出すること。
- 80 (2) 業務計画書には、以下の事項を記載した書類を添付する。

81 ア 作業概要

82 イ 安全管理体制

83 ウ 組織表・連絡体制フロー図

84 エ 業務実施方法

85 オ 工程表

86 カ 業務責任者選任通知書・経歴書

87 キ その他厚生企画室が求める書類

88

89 2 作業届

90 業務責任者は、業務計画書に基づき、作業員名・入構車両番号等を記載した作業届を作成し、作業

91 日の前日12時までに厚生企画室に提出する。

92

93 3 貸与資料

94 本業務に必要な図面、取扱説明書等は、施設管理担当者より貸与するものを使用することができ

95 る。

96

97 第4 業務現場管理

98 1 業務責任者等

- 99 (1) 業務責任者は、特記仕様書ごとに定める。
- 100 (2) 別添1及びその他特記仕様書ごとに作業等を実施する上で必要な資格を有する者（以下「業
- 101 務責任者等」という。）を定める。
- 102 (3) 総括管理業務実施者は業務責任者等を定め厚生企画室に提出する。業務責任者等を変更した
- 103 場合も同様とする。

104

105 2 電気工作物の保安業務

106 「電気事業法」による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、別契約

107 による。

108

- 109 3 環境衛生管理体制
- 110 建築物環境衛生管理技術者は、法令に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行うとともに衛生
- 111 的環境の確保に努める。
- 112
- 113
- 114 4 業務の安全衛生管理
- 115 (1) 保全業務の実施にあたっては、安全を確保し、事故の防止に努めること。
- 116 (2) 業務の実施においては、既存施設に損傷・汚損を与えないようシート等による養生を行う。
- 117 万一、既存施設に損傷・汚損を与えた場合は、施設管理担当者に報告し、業務関係者の責任
- 118 において、速やかに復旧・修理を実施すること。
- 119 (3) 停電、断水その他自然的、人為的な事象による事故が発生した場合又は発生する恐れのある
- 120 場合は、速やかに施設管理担当者に連絡して協議し、適切な措置を行うこと。
- 121 (4) 各設備の盗難予防及び火元確認、安全管理並びに清掃を行うこと。
- 122 (5) 各階設備室内は、整理整頓及び清掃を行い、良好な状態を維持すること。
- 123
- 124 第5 業務の実施
- 125 1 業務関係者
- 126 (1) 業務関係者はその作業等の内容に応じて、必要な知識及び技能を有するものとする。
- 127 (2) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業
- 128 等を行う。
- 129
- 130 2 行事等への立会い等
- 131 防災訓練等の業務実施施設において開催される行事等への立会い等は、施設管理担当者から要請
- 132 があった場合は参加すること。
- 133
- 134 3 業務の報告
- 135 業務責任者は、作業等が終了した時は、作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、厚生企画室
- 136 に速やかに提出する。
- 137 作業等の報告書は、特記がある場合を除き、あらかじめ施設管理担当者と打合せの上、定められた
- 138 様式により報告する。
- 139 なお、施設内で発生した不具合を対応した場合、その処置内容を詳細に報告することとするが、そ
- 140 の場で処置できなかった場合においては、その後の対応についても報告書に記載すること。
- 141
- 142 4 官公署への届出等
- 143 (1) 官公署への諸届、申請書及び報告書を作成し、厚生企画室に提出する。
- 144 (2) 業務を実施するうえで必要な諸届は、保全業務に支障が発生しないよう、遅滞なく関係機関
- 145 に提出すること。
- 146

- 147 5 環境への配慮
148 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく
149 特定調達品目を適用する。
150
- 151 第6 緊急時の対応
152 1 火災及び大規模災害その他緊急事態が発生した場合には、技術員等は、直ちに被害の拡大防止を図
153 るため適切な対応を行うこと。
154
155 2 業務責任者等は、直ちに庁舎等の被害状況を取りまとめ、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室
156 に報告するとともに、被害の拡大防止のために必要な対応を行うこと。
157
158 3 業務実施者は、夜間または休日に首都直下地震等の非常災害が発生した場合、速やかに庁舎に参集
159 できる体制を構築すること。
160
- 161 第7 業務に伴う廃棄物の処理等
162 業務の実施に伴い発生した廃棄物（2 項及び業務実施者自らが持ち込んだ資機材やウェス等を除
163 く。）は、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物に区分し、施設管理担当者の指示する場所
164 （敷地内）に移動させ、計量後、厚生企画室に引き渡すものとする。
165
- 166 第8 作業用仮設物等
167 1 作業用足場等
168 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
169 （平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号）、その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のもの
170 とする。
171
- 172 第9 資料の作成及び保管等
173 1 保全業務関係資料の作成・保管等
174 （1）備え付けの設備機器等台帳を保管し、工事等により、機器の更新又は変更があった場合は、
175 仕様、履歴等を記載するものとする。
176 （2）設備機器用部品、工具、予備品等の出納、整理、保管及び台帳の更新・作成を行う。
177 （3）関係図面、図書類の整理、保管を行う。
178 （4）保全業務に関する法令、規程等の整備を行う。
179
180 2 関係機関との立会い・調整等
181 （1）業務責任者等は、外部機関の行う検査及び定期点検に立ち会うほか、厚生企画室から要請が
182 あった場合、庁舎改修工事の打合せ（定例会議を含む）に参加し、計画されている点検・保
183 守業務について連絡すること。
184 （2）保全業務を実施するうえで関係機関との調整が必要な場合は、厚生企画室へ連絡する。

185 (3) 設備機器等の点検及び保守が別途契約された場合は、必要に応じて、立会いを行う。

186

187 3 留意事項

188 (1) 業務責任者は、保全業務に必要な人員を確保するとともに、故障時及び緊急時等にも迅速に
189 対応出来る必要な人員を配置し、業務関係者を保全業務に専念させなければならない。

190 (2) 業務を実施している上で、不具合等が確認された場合は、速やかに厚生企画室に報告する。

191 (3) 各設備機器等が安全な運用を確保するための修理並びに工事等を必要と判断した時は、理由
192 及び意見を附して速やかに厚生企画室に報告する

193

194 第10 業務時間

195 1 平日・閉庁日の運転・監視の業務時間(ローテーションによる勤務)

196 (1) 9時15分から18時15分(休憩時間1時間を含む)

197 (2) 18時15分から翌日9時15分(仮眠時間7時間を含む)

198 ただし、空調は9時迄に所定の執務環境を確保するよう運転開始するものとする。

199 また、閉庁日は、原則として空調運転等を行わないが、厚生企画室から指示があった場合は、
200 対応すること。

201

202 2 業務時間の延長

203 経済産業省の業務上必要がある以下(1)(2)の内容については、平日及び閉庁日に関わらず厚
204 生企画室から依頼するので対応すること。

205 この場合、必要とされる臨時業務の対価は別途とする。

206 (1) 23:00から翌朝6:00までの時間帯に空調運転を実施する場合

207 (2) 故障等不具合に対する措置等

208

209 3 ローテーションによる勤務時間

210 ローテーションによる勤務時間は、原則として経済産業省が仕様書上設定した時間とする。ただし、
211 あらかじめ厚生企画室の承諾を受けた場合は変更することができる。

212

213 第11 法定資格者の選任

214 1 業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、必要な業務を行う。

215

216 2 下記の有資格者を法的な業務の責任者として選任し届出を行う。

217 ・ 建築物環境衛生管理技術者

218 ・ 2級ボイラー技士

219 ・ 乙種4類危険物取扱者

220 ・ 第3種電気主任技術者

221 ・ エネルギー管理士

222 ・ 昇降機等検査員(建築基準法・官公法で規定される昇降機の点検が可)

- 223 • 建築設備検査員、防火設備検査員（建築基準法・官公法第12条で規定される建築設備（昇降
224 機除く）の点検が可）
- 225
- 226 3 業務の実施に先立ち、書面をもって施設管理担当者に通知する。
- 227
- 228 4 上記有資格者は本施設に設置されている各機器と同等以上の機器について、点検、整備、検査等
229 に携わった実績のある者とする。
- 230
- 231

建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について

建築・建築設備保全業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	基準出勤日	基準業務時間	主勤務場所	人員数
業務責任者	① 設備運転監視・保守点検の総合計画作成 ② 庁舎設備保守管理に係る連絡、報告及び調整 ③ 営繕・工事に係る連絡、報告及び調整 ④ 庁舎設備保守管理に係る業者の施工管理補助 ⑤ 技術員・作業員の管理監督指導	設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、以下の実務経験を有する者。 実務経験 以下の経験を有すること ① 延べ面積 50,000 m ² 以上のオフィスビルの維持管理業務の責任者として実務経験が5年以上（ただし、50,000 m ² に満たない施設の維持管理業務の責任者としての経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する維持管理業務の責任者として、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。）	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	本館・別館中央監視室	1名
業務副責任者（機械設備）	① 機械設備運転監視・保守点検の計画作成 ② 機械設備保守管理に係る連絡、報告及び調整 ③ 機械営繕・工事に係る連絡、報告及び調整 ④ 機械設備保守管理に係る業者の施工管理補助 ⑤ 機械設備の台帳及び保全記録の電子データ化 ⑥ 業務責任者不在時の代務	機械設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 以下の資格を有すること。 2 級（以上）ボイラー技士 2. ①又は②いずれかの実務経験を有すること ①建築物の機械設備の維持管理業務の実務経験が5年以上 ②第一種圧力容器の運転管理の実務経験が5年以上	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	本館・別館中央監視室	1名

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	基準出勤日	基準業務時間	主勤務場所	人員数
業務副責任者（電気設備）	① 電気設備運転監視・保守点検の計画作成 ② 電気設備保守管理に係る連絡、報告及び調整 ③ 電気営繕・工事に係る連絡、報告及び調整 ④ 電気設備保守管理に係る業者の施工管理補助 ⑤ 電気設備の台帳及び保全記録の電子データ化 ⑥ 業務責任者不在時の代務 ⑦ 電気主任技術者不在時の代務 ※ただし、⑥⑦については同時に両方の代務は行えないものとする。	電気設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 以下の資格を有すること 第一種電気工事士 2. ①又は②いずれかの実務経験を有すること ①建築物の電気設備の維持管理業務の実務経験が5年以上 ②発電容量1,000KVA以上の自家発電設備の運転管理の実務経験が5年以上	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	本館・別館中央監視室	1名
電気主任技術者	① 受変電設備保守点検計画の作成 ② 受変電設備保守管理に係る連絡、報告及び調整 ③ 受変電設備営繕・工事に係る連絡、報告及び調整 ④ 受変電設備の台帳及び保全記録の電子データ化 ⑤ 自家用電気工作物の点検・記録 ⑥ 電気主任技術者業務	電気設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格（①及び②の資格を有すること。） ①第3種（以上）電気主任技術者 ②第一種電気工事士 2. 特高受変電設備の運転管理の実務経験を5年以上有すること。	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	別館中央監視室	1名／ （業務副責任者との兼務可）
冷凍保安責任者	① 製造保安責任者業務 ② 遠心冷凍機管理計画の作成 ③ 遠心冷凍機使用状態の報告	遠心冷凍機の管理について、高度な技術力、判断力及び指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格	-	高圧ガス保安法に係る遠心冷凍機運転に伴う時間帯	-	1名／ 兼務可	

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	基準出勤日	基準業務時間	主勤務場所	人員数
		<p>高圧ガス製造保安責任者（第一種冷凍機械又は第二種冷凍機械）</p> <p>2. ①及び②の実務経験を有すること。</p> <p>①建築物の維持管理業務の実務経験が1年以上</p> <p>②1日の冷凍能力が20トン以上の製造施設を使用している高圧ガスの製造に関する実務経験が1年以上</p>					
冷凍保安責任者の代理者	<p>① 冷凍保安責任者不在時の代務</p> <p>② 遠心冷凍機管理計画の作成</p> <p>③ 遠心冷凍機使用状態の報告</p>	<p>遠心冷凍機の管理について、高度な技術力、判断力及び指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。</p> <p>1. 資格 高圧ガス製造保安責任者（第一種冷凍機械又は第二種冷凍機械）</p> <p>2. 実務経験（①及び②の経験を満たすこと）</p> <p>①建築物の維持管理業務の実務経験が1年以上</p> <p>②1日の冷凍能力が20トン以上の製造施設を使用している高圧ガスの製造に関する実務経験が1年以上</p>	-		冷凍保安責任者が不在時の高圧ガス保安法に係る遠心冷凍機運転に伴う時間帯	-	1名／兼務可
第一種圧力容器取扱作業主任者	<p>①圧力容器管理計画の作成</p> <p>②圧力容器管使用状態の報告</p>	<p>圧力容器の管理について、高度な技術力、判断力及び指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。</p> <p>1. 資格（下記のいずれかの資格を有すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特級ボイラー技士 ・一級ボイラー技士 ・二級ボイラー技士 ・普通第一種圧力容器取扱作業主任者 ・化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者 	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	本館・別館中央監視室	1名／兼務可

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	基準出勤日	基準業務時間	主勤務場所	人員数
エネルギー管理責任者	① エネルギー管理計画の作成 ② エネルギー使用状態の報告 ③ 省エネルギー診断 ④ エネルギー使用記録の電子データ化 ⑤ CO2 削減計画の作成	エネルギー管理について、高度な技術力を有し、省エネルギー計画、CO2削減計画を作成できる総合的な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 (複数の施設を兼務する場合、関係法令に基づく届出を行うこと。) 1. 資格 エネルギー管理士 2. 実務経験 第1種エネルギー管理指定工場(5業種以外)のエネルギー管理、診断、計画作成等のエネルギー総合管理の実務経験が3年以上	※1	平日(常駐の場合)	9:15 ～ 18:15 (常駐の場合)	本館中央監視室(常駐の場合)	1名/兼務可
建築物環境衛生管理技術者	① 管理業務計画の立案 ② 管理業務の指揮監督 ③ 建築物環境衛生管理基準に関する測定または検査結果の評価 ④ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施	建築物における環境衛生上の維持管理に関する実務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、以下の資格を有する者。 1. 資格 ⊕ 建築物環境衛生管理技術者	※1	平日(常駐の場合)	9:15 ～ 18:15 (常駐の場合)	本館中央監視室(常駐の場合)	1名/兼務可
技術員(機械)	① 中央監視装置による24時間監視 ② 各種設備の運転制御 ③ 日常点検・定期点検保守 ④ 各作業の記録・分析・電子データ化 ⑤ 電子データ整理及び報告書の作成 ⑥ 各種設備の不具合に関する応急対応	機械設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格(すべての者が①を満たし、1名以上の者が②を満たすこと) ① 2級(以上)ボイラー技士 ② 危険物取扱者(甲種又は乙種第4類) 2. 実務経験	常駐	(ローテーションによる勤務) 365日	9:15 ～ 18:15 18:15 ～ 翌 9:15	本館・別館中央監視室	4名以上 ※2 ※3 2名以上 ※2 ※3

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	基準出勤日	基準業務時間	主勤務場所	人員数
		建築物の機械設備の維持管理業務の実務経験が3年以上※3					
技術員 (電気)	① 中央監視装置による24時間監視 ② 各種設備の運転制御 ③ 日常点検・定期点検保守 ④ 各作業の記録・分析・電子データ化 ⑤ 電子データ整理及び報告書の作成 ⑥ 各種設備の不具合に関する応急対応	電気設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格（すべての者が①を満たし、1名以上の者が②を満たすこと） ①第2種（以上）電気工事士 ②危険物取扱者（甲種又は乙種第4類） 2. 実務経験 建築物の電気設備の維持管理業務の実務経験が3年以上※4	常駐	365日 (ローテーションによる勤務)	9:15～18:15	本館・別館中央監視室	4名以上 ※2 ※4
					18:15～翌9:15		2名以上 ※2 ※4
作業員	① 中央監視装置による24時間監視補佐 ② 各種設備の運転制御補佐 ③ 日常点検・定期点検保守補佐 ④ 電子データ整理及び報告書の作成補佐 ⑤ 各種設備の不具合に関する応急対応	設備の運転・監視及び保守点検業務について、初歩的な技術力を有し、建築物の設備の維持管理業務の実務経験を1年以上有する者。	常駐	365日 (ローテーションによる勤務)	9:15～18:15	本館・別館中央監視室	必要配置人数 ※2
					18:15～翌9:15		必要配置人数 ※2

- ※1 エネルギー管理責任者の勤務形態は、常駐又は非常勤も可能とする。
- ※2 技術員は、機械及び電気の資格の両方を有している場合は兼務も可能とする。ただし、技術員（電気・機械）と作業員の常駐人数は、合わせて昼間8名以上、夜間4名以上を確保すること。
- ※3 作業員（機械）のうち1名は建築物の機械設備の維持管理業務の実務経験を5年以上有する者とし、業務副責任者（機械設備）が勤務しない時間帯にあっては、当該技術員を主任技術員（機械）として配置すること。
- ※4 作業員（電気）のうち1名は建築物の電気設備の維持管理業務の実務経験を5年以上有する者とし、業務副責任者（電気設備）が勤務しない時間帯にあっては、当該技術員を主任技術員（電気）として配置すること。

- 建築・建築設備保全業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。
- 1) 配置予定要員のリスト、資格証の写し及び実務経験を証明する経歴書等を添付すること。
 - 2) 基準出勤日、基準業務時間以外にも、受変電設備停電作業日や月例点検、閉庁日、夜間工事等における突発的な対応等が生じる場合には、必要に応じた資格者を配置し対応すること。
 - 3) 各要員とも、疾病その他の事由で不在の場合は、原則として、該当資格経験を有する代理者を選任すること。長期不在の場合は新たに選任すること。

- 4) 朝夕の交代時間帯には、適切な引き継ぎミーティングを実施すること。
- 5) 基準業務時間には、休憩時間の1時間を含むものとする。
- 6) ローテーション勤務による宿直業務時間には、仮眠時間7時間を含むものとする。
- 7) 冷凍保安責任者の選任を必要とする遠心冷凍機の運転時間については、予め時間が決まっているものではないが、想定される運転時間は次のとおりである。

夏季冷房運転期は、開庁日の8:00～22:00、日曜～木曜の間で週5回23:00～7:00。
また、その他の日時においても必要に応じて運転を行う場合がある。
- 8) 遠心冷凍機運転に伴う時間帯は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する体制を確保すること。
- 9) 設備台帳・運転記録・保守記録は過去の履歴を含めすべて電子データ化し、経済産業省の要望に基づき迅速に加工、提出できるよう整備すること。

構内交換設備等点検・保守業務

配置 ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務 形態	基準 出勤日	基準業 務時間	主勤務 場所	人員数
業務責 任者	① 構内交換機 設備の点検 計画の作成 ② 構内交換機 設備点検に 係る連絡、 報告及び調 整 ③ 保守員の管 理、監督、 指導	構内交換機設備の点検業務について、 高度な技術力、判断力および、指示等 の総合的な技量を有し、以下の資格お よび実務経験を有する者。 1. 資格 電気通信事業法工事担任者認定 規則に基づくA I 第 1 種、D D 第 1 種又はA I・D D 総合種 2. 実務経験 構内交換電話、有線電気通信設備 等の保守又は工事の実務経験が 10 年以上	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	別館電 話交換 機室	1名
一般技 術者	① 構内交換機 設備点検 ② 各点検の記 録・電子デ ータ化 ③ 電子データ 整理及び報 告書の作成	構内交換電話、有線電気通信設備等 の保守又は工事の実務経験を 5 年以 上有する者。	常駐	平日	8:30 ～ 17:30	別館電 話交換 機室	1名

構内交換設備等点検・保守業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- 1) 配置予定要員のリスト、資格証の写し及び実務経験を証明する経歴書等を添付すること。
- 2) 引継ぎミーティングを適宜行い、業務に支障が出ないようにすること。
- 3) 基準出勤日、基準業務時間以外にも突発的な対応が生じる場合には、必要に応じた資格者を配置し対応すること。
- 4) 疾病その他の事由で業務責任者又は一般技術者が不在となる場合は、原則として、該当資格経験等を有する代理者を選任すること。長期不在の場合は新たに選任すること。
- 5) 基準業務時間には、休憩時間の 1 時間を含むものとする。

搬送設備（フルメンテナンス）

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者 (搬送設備)	<ul style="list-style-type: none"> ① 昇降機設備の点検計画の作成 ② 昇降機設備点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 技術員の管理、監督、指導 	<p>昇降機設備の点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 資格 昇降機等検査員 2. 実務経験 昇降機の点検・保守の実務経験が4年以上 	非常勤	本館・別館各所	1名
担当者 (搬送設備)	<ul style="list-style-type: none"> ① 昇降機設備点検 ② 各点検の記録・電子データ化 ③ 電子データ整理及び報告書の作成 	<p>昇降機設備の点検時に、以下の実務経験を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 実務経験 昇降機の点検・保守の実務経験が4年以上 	非常勤	本館・別館各所	必要人数

消防用設備等点検・保守業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防設備の点検計画の作成 ② 消防設備点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導 	<p>消防設備の点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 資格（①又は②いずれかの資格を満たすこと） <ul style="list-style-type: none"> ①消防設備点検資格者(第1種又は第2種) ②消防設備士(甲種又は乙種) 	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可
担当者	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防設備点検 ② 各点検の記録・電子データ化 ③ 電子データ整理及び報告書の作成 	<p>消防設備の点検時に、以下の資格を有する者を、点検項目に応じて、法令に従い配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 資格 <ul style="list-style-type: none"> ①消防設備士免許取得者 ②消防設備点検資格者 ③消防法第17条第7項に規定する甲種消防設備士のうち、自動火災報知設備に係る資格を有する者 ④電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者 ⑤第1種火災報知システム専門技術者 	非常勤	本館・別館各所	必要人数

特定建築物等点検業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者 (建築物)	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定建築物等の定期点検計画の作成 ② 特定建築物等定期点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導 	<p>特定建築物等の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者</p> <p>1. 資格 一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員</p>	非常勤	本館・別館各所	1名/兼務可
副責任者 (昇降機以外の建築設備)	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築設備の定期点検計画の作成 ② 建築設備定期点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導 	<p>建築設備の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者</p> <p>1. 資格 一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員</p>	非常勤	本館・別館各所	必要人数
副責任者 (防火設備)	<ul style="list-style-type: none"> ① 防火設備の定期点検計画の作成 ② 防火設備定期点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導 	<p>防火設備の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者</p> <p>1. 資格 一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員</p>	非常勤	本館・別館各所	必要人数
副責任者 (昇降機)	<ul style="list-style-type: none"> ① 昇降機の定期点検計画の作成 ② 昇降機定期点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導 	<p>昇降機の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者</p> <p>1. 資格 一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員</p>	非常勤	本館・別館各所	必要人数
担当者	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定建築物・建築設備定期点検補佐 ② 各点検の記録・電子データ化 ③ 電子データ整理及び報告書の作成 	<p>特定建築物の点検業務について、以下の実務経験を有する者</p> <p>1. 実務経験特定建築物等の定期点検業務又は建築・建築設備に係る設計、工事監理、工事監督の実務経験が3年以上</p>	非常勤	本館・別館各所	必要人数

各種水槽等清掃業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	① 各種水槽等清掃計画の作成 ② 各種水槽等清掃に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	厚生労働大臣の指定する貯水槽清掃作業監督者講習を修了した者	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可

ねずみ等調査及び防除業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	① ねずみ・害虫等調査及び防除計画の作成 ② ねずみ・害虫等調査及び防除に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	建築物衛生法施行規則第29条第1項3号に定める者	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可

空気環境測定業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	・空気環境測定計画の作成 ・空気環境測定に係る連絡、報告及び調整 ・担当者の管理、監督、指導	建築物衛生法施行規則第26条第1項2号に定める者	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可

水質検査業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	① 水質検査計画の作成 ② 水質検査に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	建築物衛生法施行規則第27条第1項第3号に定める者	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可

ばい煙測定業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	ばい煙測定	(ばい煙測定時に、以下の資格を有する者 1. 資格 経済産業省令に定める環境計量士	非常勤	別館各所	1名／兼務可

第一種特定製品の定期点検（熱源機器等点検・保守業務）

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	第一種特定製品の定期点検の検査又は検査の立会い	<p>フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有し、以下の①または②いずれかの資格等を有する者</p> <p>1. 資格等</p> <p>①第一種冷媒フロン類取扱技術者</p> <p>②以下のイからホいずれかの資格等を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者</p> <p>イ 冷凍空調技士</p> <p>ロ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）</p> <p>ハ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）で、機器の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者</p> <p>ニ 冷凍空気調和機器施工技能士</p> <p>ホ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者</p>	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可
担当者	第一種特定製品の定期点検の検査の補助	<p>第一種特定製品の点検時に、以下の実務経験を有する者</p> <p>1. 実務経験</p> <p>フロン類及び第一種特定製品の専門点検の経験を有している。</p>	非常勤	本館・別館各所	必要人数

構内植栽管理業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	<p>① 構内植栽の管理計画の作成</p> <p>② 構内植栽管理に係る連絡、報告及び調整</p>	<p>植栽管理の方法について十分な知見を有し、以下の①又は②の資格を有する者</p> <p>①一級造園施工管理技士</p> <p>②一級造園技能士</p>	非常勤	別館屋上、敷地内の植栽帯各所	1名